

子どもの笑顔を広げる弘前市民条例

～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～

行動計画



令和7年4月改訂版

弘前市・弘前市教育委員会

は じ め に

いじめや虐待は、子どもの心身を傷付け、その人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではありません。

「いたずら」や「からかい」と安易に考え、いじめと認識しないまま行っている言動も、相手が心身の苦痛を感じている場合はいじめに該当し、子どもの心や尊厳を深く傷つける重大な問題となります。

さらに、保護者などによる子どもへの虐待の一例として、「しつけ」や「家庭教育」という理由で行われる体罰や暴言があります。それらは、保護者自身に虐待の意識がないまま、周囲の目に触れにくい家庭内で行われることが多く、結果として虐待が見過ごされてしまうことがあります。

これらの行為は、その様態が多岐にわたるだけでなく、被害者の置かれた状況や人間関係、そして時間の経過とともに、その複雑さを増していくという側面をもっています。また、被害を受けている子どもが、誰にも相談できず、周囲にも気付かれないまま孤立し、事態が深刻化してしまうケースも少なくありません。

このようないじめや虐待は、子どもの成長に重大な影響を及ぼし、社会の大きな問題となります。

私たち市民は、いじめや虐待をしない、見逃さない、許さない、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりを目指して、この行動計画を策定します。

本市においては、市民総ぐるみで、弘前市の子どもたちを守ろうという理念を示した「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」及び本行動計画、「いじめ防止対策推進法に基づく取組」をもって、弘前市いじめ防止基本方針とします。

令和7年4月

弘 前 市
弘前市教育委員会

目 次

1 行動計画とは	1
(1) 「いじめ」や「虐待」の意味	1
(2) 行動計画の基本的な考え方	3
2 行動計画	4
(1) 大人の役割と取組	4
家庭（親・保護者）の役割と取組	4
学校・保育所等の役割と取組	5
地域の役割と取組	7
子どもたちに伝えること	8
(2) 子どもたちの取組	9
(3) 市の取組	10

参考資料

○子どもの笑顔を広げる弘前市民条例 ～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～	12
○児童虐待の防止等に関する法律・児童福祉法 抜粋	15
○こども基本法 抜粋	16
○いじめ防止対策推進法に基づく取組	17
(1) いじめ防止基本方針	17
弘前市	17
各小・中学校	17
(2) 組織の役割	17
ひろさき教育創生市民会議	17
いじめ防止等対策審議会	17
(3) いじめ対応の流れ	18
○学校・家庭・地域での子ども見守りの手助けとして	22
○いじめ・虐待相談窓口	22

1 行動計画とは

この行動計画は、「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」に基づき、次のことを定めた計画です。

- ◎いじめや虐待の防止等に向けた教育や相談、集団づくり、ネットワークづくりに関すること
- ◎市民意識を高めるための啓発活動や情報提供に関すること
- ◎家庭、学校及び地域、それぞれの役割と取組を明らかにし連携すること

この計画の期間は、令和9年度までの3年間とし、計画期間の最終年度に行動計画全体の見直しを行い、次の計画を策定します。

(1) 「いじめ」や「虐待」の意味

① 「いじめ」とは、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為を受け、子どもが心身の苦痛を感じている状態のことです。

だれから？

自分と何らかの
人間関係にある人

- ・同じ学校や学級の人
- ・同じ部活動等に所属している人
- ・学校外の友達や習い事の仲間 など

どんなことをされて？

心理的、物理的な影響

- ・仲間はずれや集団による無視
- ・言葉や文書による暴力
- ・インターネット上の誹謗中傷
- ・差別的な扱い
- ・身体への攻撃
- ・物を隠す など

どうなること？

精神的・身体的な苦痛を
感じている状態となること

いじめは学校の中だけではなく、学校の外で起こったこともあります。

いじめによっては犯罪となる行為があります。命に関わることもあります。

いじめかどうかの感じ方は、一人一人の子どもによって全て違い、また相手との関係性の中で感じ取るものです。けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当することもあり、一人一人の状況に応じ、細やかな配慮と素早い対応が必要になります。

②「虐待」とは、保護者や同居している家庭内の人等が子どもに対し、次のような行為をすることです。

身体的虐待

- ・なぐる
- ・ける
- ・やけどを負わせる
- ・冬に薄着のまま家の外に出す など

心理的虐待

- ・無視する
- ・傷つけることを繰り返し言う
- ・子どもの前で配偶者へ暴力を振るう など

性的虐待

- ・嫌がっているのに体を触る
- ・裸の写真を撮ったり見せたりする など

ネグレクト
(養育の怠慢、拒否)

- ・ご飯を食べさせない
- ・入浴させない
- ・病気やケガをしても放置したり適切な処置をしない
- ・学校に行かせない など

虐待や体罰、暴言を受けた体験がトラウマ（心的外傷）となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子どもの成長・発達に悪影響を与えます。

適切な関わりや周囲の人々の支援により、社会全体で子どもが安心できる環境を整え、早期に必要なケアを行う必要があります。



この行動計画での定義

- 「子ども」とは、満18歳になっていない全てのことです。
 - 「市民」とは、以下の全てのことです。
 - ・弘前市内に住んでいる人
 - ・弘前市内の学校に通学する人
 - ・弘前市内の会社などに勤めている人
- ※市民には「子ども」も入りますが、この条例や行動計画では、主に「大人の市民」を指すこととします。

(2) 行動計画の基本的な考え方

私たち市民は、家庭や学校はもとより、街中に子どもたちの笑顔があふれることを願っています。どんな理由があっても、いじめや虐待をしてはいけません。そして、いじめや虐待が起きにくい環境をつくることが大切です。

そのために、次のことを心に留め、一人一人が努力していきましょう。

- 子どもたちは全ての市民にとってかけがえのない存在です。
子どもたちが生まれながらにもっている一人一人の尊厳がそんげん損なわれないようにしましょう。
- 子どもたちは将来の社会を担う大切な存在です。全ての子どもを慈しみ、いつく うやま敬う心をもって接しましょう。
- 全ての子どもは生きる権利や育つ権利、守られる権利、参加する権利をもっています。
子どもたちの健やかな成長を支えるために、いじめや虐待を決して許さない、生み出さないという決意を市民全員がもちましょう。

2 行動計画

(1) 大人の役割と取組

大人には、子どもたちから笑顔を奪ういじめや虐待を、未然に防止する責任と役割があります。その役割をそれぞれの立場から確かめ、取り組みます。

家庭（親・保護者）の役割と取組

子どもは生まれた時から無条件に愛され、慈しみを受ける中で人間関係が始まり、社会性がめばえて成長していきます。

親や保護者は、子どもの教育について最も大切な責任をもっており、子どもが生活に必要な習慣を身に付ける手助けをし、自立心を育てること、そして心と体のバランスの取れた成長を促すように努力することが求められています。自分自身の心身の健康へも配慮し、心配事や困り事は身近な人や相談ができる所を頼り、学校や地域などと連携して子どもを育てましょう。

①子どもにとって良好な家庭環境をつくり、生活習慣を身に付けさせます。

子どもたちが、できるだけ家族と語らいながら楽しく食事をしたり、いつも清潔な衣服で健康的に活動したり、一日の疲れを癒して毎日安心して眠れるような、安らぎのある家庭環境をつくります。

また、親や保護者があいさつのマナーを示すなど、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、手伝いや家庭での協同作業などの機会を設け、家族や社会を構成する大切な一員であることを伝えます。

②何でも話し合えるように、信頼関係を築きます。

親や保護者が成長の段階に応じて、子どもの気持ちを思いはかり、互いの気持ちを言葉にして伝え合う関係を育てていきます。

日常的に子どもと話することで、子どもが抱える悩みや不安を理解しやすくなります。特に、学校での出来事や友人関係について話す時間を設けることが大切です。

また、子どもの長所を伸ばし、可能性が広がるように支えることにより、子どもが自信をもてるようにします。

③周囲の大人や友達と協力して問題を解決することや、物事の善悪を判断して行動することの大切さ、特にいじめや暴力は絶対に許されないことを教えます。

善悪の判断や人を思いやることの大切さを教えます。また、自分や身の回りでいじめなどの問題が起きた時は決して一人で抱え込みず、大人や友達など周囲の人と相談したり、協力したりすることの重要性を伝えます。そして、私たち一人一人がかけがえのな

い存在であり、相手の権利を侵害し、犯罪や命に関わることもあるいじめや暴力については、どのような理由や気持ちであっても決して許されないことを伝えます。

④学校や地域と連携して子どもの成長を見守ります。

いじめや虐待を未然に防止するために、学校や地域と連携して子どもの様子を見守ります。また、子ども会や地域のまつりなどの地域活動へできるだけ共に参加し、社会性の向上と規範意識の育成を図るとともに、親として地域への関わりをもつようにし、子どもが家庭や学校以外にも居場所があることを地域との関わりから感じることができるようにします。

⑤パソコンやスマートフォンなどの使用については、ルールやマナーを教えます。

インターネットなどの利用は親や保護者の目が届かない環境になりやすいことに留意し、パソコンやスマートフォンなどの情報機器を使用させる際には、不用意な言葉で傷付けたり、傷付けられたりするというトラブルが起きないように注意します。

そのため、子どもが遊ぶゲームや見ているサイトに関心を払うとともに、フィルタリング機能の利用や、使用時のルールやマナーを家庭において責任をもって子どもと約束をするなど、ネットいじめの原因になったりネット被害に巻き込まれないように注意します。

学校・保育所等の役割と取組

学校や保育所等は、全ての子どもたちにとって、安全・安心な場所であり、居心地がよく、明日また来たいと思える場所でなければいけません。

学校には、子どもたちの生命、身体、精神の安全と学びを保障する義務があります。その直接の担い手となる教職員は、常に指導力と資質・能力を高め、一丸となって取り組みましょう。

①子どもの身の回りにあるトラブルを、小さいうちに解決できるよう努めます。

いじめは突然起こるものではなく、日々の人間関係の中での不安やいらだち、不満や小さな違いを理由に、排除・攻撃したり、遊びからいじめに発展したりすることもあることを心に置いて、子どもの表情や様子を注意深く見極め、素早く対応し、丁寧に指導します。

特に、トラブルは子ども同士だけではなく、教職員が子どもに対して、又は子どもから教職員へという方向でも起きることにも十分に留意しながら、あらゆるトラブルを解決できるように努めます。

②授業や学級活動・学校行事等を通していじめの起きにくい環境をつくります。

学校での授業や様々な活動の中で、子どもたちが自分の力で考え、解決していく場面を大切にしながら、子どもの存在感や自己有用感を高めていきます。授業の中では、他の子どもの発言の良さや自分の考えとの違いを認め合う活動を、学校行事の中では、それぞれが役割をもって、互いを認め合う体験を通して、いじめが起きにくい集団をつくっていきます。

③心を育てる教育を充実させます。

人権教育や道徳教育、情報モラル教育はもとより、学校教育全体を通して、いじめの本質を捉え、「見えにくい」いじめの怖さや、いじめられた者が受ける深刻な影響を教え、深く考えさせることにより、いじめをしない、見逃さない、許さないという人間関係づくり、集団づくりをしていきます。

④いじめや虐待は許されないことを教え、相談しやすい体制づくりを図ります。

いじめや虐待を未然に防止する取組を重視しながらも、いじめが発生した場合、毅然とした対応をするために、児童生徒に対しては学級で、保護者に対しては各種の集会や面談等で、いじめは絶対にしてはいけないことを確かめ、どのような行為をいじめと捉えるのか、内容によっては犯罪行為となること、命に関わることが起きることについて伝えるとともに、学校だより等でも、正しい理解の醸成に取り組みます。

また、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう相談体制の充実を図ります。

⑤自主的な活動を尊重し、トラブルを子どもたちの力で解決できる関係性を育てています。

学級・学年・学校行事を通して、人間関係のトラブル等を子どもたちの力で解決していくこうとする関係性を育てていきます。

⑥常に子どもの変化に気を配り、早期発見・早期対応に心掛けます。

学級担任はもちろん、全教職員が子どもの表情や行動の細やかな変化に気を配ります。子どもたちの嫌がらせやからかい、無視、排除などのトラブルを見逃さず、情報を早めに交換し合い、子どもたちとの信頼関係を基盤とした指導を行います。

⑦関係機関との協力関係を日常的に構築しておきます。

関係機関（児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、警察署等）と連携し、専門的な助言を得ながら、より良い解決に結び付けていきます。

また、日頃より取組状況の透明性を高め、多くの意見を積極的に受け入れ、普段の取組や指導を客観的に見つめるよう努めます。

地域の役割と取組

子どもは地域の将来を担う宝です。どの子も等しく愛情をもって見守り、 地域の支え合いの中で育てましょう。

①あいさつや言葉をかけながら子どもたちを見守ります。

人が率先してあいさつをしたり、言葉を掛けながら、子どもたちとのつながりを大切に、地域全体で子どもたちを温かく見守ります。

地域の事業者や会社などに勤めている人も、いじめや虐待を防止するために、子どもたちの行動に目を配り、必要に応じて言葉をかけるように努めます。

②地域の健全育成活動を推進します。

地域が主体となって文化の継承やスポーツの振興、多様な体験活動などの健全育成活動を推進し、活動を通して子どもたちに協調性と思いやりの心を育て、良好な人間関係を育てます。

③地域住民の交流を推し進め、共に地域を支え合う環境をつくります。

子どもの良い手本となるために、まず大人が地域のまつりや地域活動を通して互いに助け合い、協調しながら共に地域を支え合う環境をつくります。

④ボランティア活動などを通して、学校環境の向上を支援します。

学校支援ボランティア活動などを通して、地域の大人が学校と協力的な関係を築くことができるようになり、いじめや虐待が起きにくい環境づくりを支援します。

⑤いじめや虐待を防ぐため、学校、家庭及び関係機関との連携・協力を進めます。

いじめや虐待を未然に防ぐために、学校、家庭、児童相談所や民生委員等関係機関(者)と連携するとともに、いじめや虐待を見付けたり相談を受けたりした場合は、速やかに市(学校指導課、教育センター及びこども家庭課)、学校、関係機関に情報を提供します。

【参考】

「弘前市市民意識アンケート」における設問「子どもの登下校時にあいさつや言葉をかける運動に参加するなど、地域の子どもの見守りを意識していますか」への回答を見ると、「意識している」「どちらかというと意識している」の割合が増加しており、地域における子どもへの関心の高まりがうかがえます。

令和4年度 36. 7% → 令和5年度 35. 9% → 令和6年度 37. 4%

子どもたちに伝えること

私たちは、家庭、学校、地域で積極的に情報を交換し、いじめや虐待を防ぐために連携・協力を推進しなければなりません。子どもたちが自主性を伸ばし、責任感をもち、思いやりのある人間関係の中で自己存在感を高めるように働き掛けることが重要です。そのために、子どもたち自身が次の内容を理解し、納得するように伝えていく必要があります。

①一人一人が大切な存在

一人一人が代わりのない大切な存在です。そして毎日が新しい自分と出会えるかけがえのない時間です。

②いじめは許されないこと

どんな理由があっても、誰かをいじめてはいけません。いじめは犯罪となる行為を含むことがあります。

自分と友達の気持ちを向き合わせ、家族や友達、先生と一緒に話し合い、力を合わせながら、充実した生活を送り、自分らしく生きる権利をもっています。だからこそ、一人一人の良さを奪ういじめをしてはいけないし、させてはいけないという気持ちをもつことが必要です。

③いじめや虐待は消えない傷を残す

いじめは、いじめられた人だけでなく、いじめた人やそれを見て見ぬふりをした人たちの心にも、いつまでも傷が残ります。

また、虐待は受けた体験がトラウマ（心的外傷）となり、心身にダメージを与え、その後の成長・発達に悪影響を及ぼします。

④一人で抱えこまない

もし、いじめ受けていると感じたり、気持ちが不安定になったりしたときは、ためらわずに身近な大人や友達に相談し、一人で抱え込まないことが大切です。

自分一人で解決できないことも、周囲の大人や友達のサポートを受けることで、あきらめずに問題に対処する力を養い、生命を守るために適切な行動を取ることができます。

(2) 子どもたちの取組

子どもたちは、本来、自分たちの問題を自分たちの力で解決していく力をもっています。

平成23年度から始まった「弘前子ども議会」で、自分たちの学校を「あいさつがよく、いじめのない笑顔あふれる明るい学校にしていきたい。」という意見が出されました。また、本条例が制定された平成24年の10月に行った「いじめをなくすために」というアンケートでも、6割を超える小・中学生が、自分から進んで行動したいという意志を表しています。

そこで出された子どもたちの言葉の中から、以下に「子どもたちの取組」の具体例を示します。

- ①あいさつは、交わす人と人との心のやさしさが伝わり元気になります。いつでも、どこでも、だれとでもします。
- ②授業や学級会では勇気をもって自分の考え、意見を発表します。
- ③他の人の考え方や意見をよく聞きます。たとえその考え方や意見が間違っているように感じてもバカにしたり笑ったりせず、なぜそう思ったのか考えるようになります。
- ④家での役割も学級や児童会、生徒会での役割も、自分が引き受けたことは責任をもつてやりとげるようになります。また、他の人がその人の役割についてがんばっていることを認めて伝えるようにします。
- ⑤自分と趣味や興味が違うからといって悪口を言ったり、仲間はずれにせず、機会を見つけて話してみるようにします。
- ⑥もし、いじめられている人がいたら、やさしく声を掛けてあげるようにします。

さらに、令和6年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問調査において、次のような項目がありました。

「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために、学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか。」

この質問に対し、弘前市の小学6年生・中学3年生が「当てはまる」と回答した割合は、小学6年生が51.4%（全国平均 36.3%）、中学3年生が 50.0%（全国平均 35.5%）でした。

このような、弘前市の子どもたちが本来もっている、自分たちの問題を自分たちで解決するという力を伸ばし、今できる、いじめを未然に防止するための取組を行います。また、今後も、子どもたち自身が話し合う場を設定し、出された意見を行動に結び付けていきます。

(3) 市の取組

市は、いじめや虐待のないまちづくりを目指して、次のこと取り組みます。

①「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」を推進します。

市民みんなで見守っているというメッセージを子どもたちに伝え、安心感をもってもらうこと、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりを目指します。

「市内一斉取組日」には、多くの市民が各所で参加しており、いじめや虐待を見逃さないコミュニティづくりの素地となるよう推進します。

②地域コミュニティ活動の活性化を支援します。

子どもたちの手本となる「地域コミュニティ活動へ主体的に関わり、協働的に活動する」人材育成を図るため、市民活動に対する補助金制度である「市民参加型まちづくり1%システム」や公民館事業などを活用して地域活動を促し、町会や地域づくり団体などの活動を支援します。

③学校運営協議会などの話し合いの場を活用します。

小・中学校9年間の学びと育ちの環境づくり、地域とともにある学校づくりの実現を目指し、学校、家庭、地域が一緒になって活動する中学校区学校運営協議会（コミュニティ・スクール）などが設置されています。この協議会の中で、いじめや虐待の防止についても話し合っていきます。

④いじめや虐待を防ぐための啓発活動を行います。

「条例」と「行動計画」をわかりやすく説明したリーフレットを作成するなど、市民とともに行動するための啓発活動を展開します。

また、「児童福祉週間」（毎年5月5日からの一週間）や「児童虐待防止推進月間」（毎年11月）などにおいて、子ども家庭センターが中心となって行う虐待発生予防のための周知と啓発活動に合わせて、いじめ防止の啓発活動も実施します。

⑤虐待の早期発見、早期対応に努めます。

子ども家庭センターは、妊娠婦・子育て世帯・子どもに対して、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行っています。

妊娠・出産・子育てにおける母子保健活動や各種相談体制を充実させるとともに、乳幼児健診の未受診児の状況を把握したり、学校や子育て支援に携わっている関係機関・関係者と連携して虐待が潜んでいないか留意するなど、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

⑥相談体制を充実させます。

これまで教育センターの相談支援チームや「こども悩み電話相談」などで、いじめや不登校についての相談を受け、対応しています。こども家庭センターや少年相談センター、「子どもの虐待ホットライン」など相談機関相互の連携をこれまで以上に強化し、早期解決につなげていきます。

なお、市の全ての窓口で第一報を受ける体制を整え、速やかに各担当部署へつなげます。

⑦関係する機関等と連携します。

いじめや虐待を防ぐため、関係機関（警察署、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）と連携して、市民運動として推進します。

また、緊急に行動する必要があるときは、関係する機関が力を合わせて対応します。

⑧子どもたちの声や意見を取り入れます。

学級会活動、児童会・生徒会活動、弘前子ども議会などの様々な機会に出される子どもたちの声を聞き、そこから出される意見を取組に生かすようにしていきます。

また、令和7年度から全ての市立小・中学校にデジタル健康観察アプリを導入し、心身の状態と心のSOSを早期に察知することで、適切な支援につなげていきます。

⑨いじめや虐待の防止に向け、話し合います。

子どもたちの学びと育ちを支援するため、全市的な視野でいじめや虐待の未然防止とその対応などについて関係機関と話し合い、客観的な意見や助言をもらいながら、市の取組や市民運動に生かしていきます。

また、活動内容を定期的に点検し、「ひろさき教育創生市民会議」等での意見を参考にしながら、必要に応じて見直しを行います。

《参考》

○子どもの笑顔を広げる弘前市民条例 ～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～

平成25年3月22日
弘前市条例第23号

改正 平成27年3月19日弘前市条例第17号

子どもの笑顔は全ての人への『贈りもの』です。

生きている輝きで人々を温めてくれるすばらしい贈りものです。

どの笑顔も、一人一人がかけがえのない存在として認められているからこそ、宝物のような笑顔が生まれることを忘れてはなりません。

笑顔は、人間の尊厳の象徴とも言えるからです。

その笑顔を奪ういじめや虐待を防がなければなりません。

いじめや虐待の起きにくいまちをつくるなければなりません。

歴史を積み重ねてきた文化と学びのまち弘前は、人と人との関わり合う力を蓄えています。

多様性の社会を共に生きながら、子どもを支え、自立を促す心のつながりを持っています。

弘前市は、未来を担う子どもたちが豊かな日々を生きるために、笑顔を奪ういじめや虐待を根絶し、大人の役割と責任をしっかりと確かめ合い、「あずましい」まちをつくるために、ここに、市民の総意として強い希望と意志に基づいて条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どものいじめや虐待を根絶し、子どもの笑顔を守り、広げるための基本的な理念を定め、市民一人一人がその役割を確かめ合い、明るく住み心地のよい、これからも住み続けたいまちづくりを継続していく中で、子どもの健全な成長を見守り、促すことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) いじめ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）第2条第1項に規定するものをいいます。
- (2) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する行為をいいます。
- (3) 子ども 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童をいいます。
- (4) 市民 弘前市内に居住する者又は市内に通学し、若しくは通勤する者をいいます。

(基本理念)

第3条

市民は、どんな理由があっても、子どもをいじめ、又は虐待してはなりません。

2 市民は、子ども同士のいじめを防ぎ、これが起きにくい環境をつくり、日々の笑顔を守り、広げなければなりません。

(市民の役割)

第4条 市民は、子ども一人一人の尊厳を守り、これらを将来の社会を担う存在として全ての子どもを慈しみ、敬う心をもって接するよう努めなければなりません。

2 市民は、子どもの健やかな成長を支えるために、いじめや虐待を生み出さない強い思いを共有するよう努めなければなりません。

(取組)

第5条 市民は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に従って、学校、家庭及び地域において、互いに積極的に情報を交換し、いじめや虐待を防ぐために連携及び協力を推し進めなければなりません。

2 市民は、各地域や学区で取組が進んでいる子どもとのつながりを深める活動などを支援し、いじめや虐待の起きにくいまちづくりに取り組むなど、日常の子どもとの関わりを大切にしなければなりません。

3 市民は、いじめや虐待を見つけた場合やこれらの相談を受けた場合は、より多くの人が協力しながら対応するため、速やかに市、学校、関係機関等に情報を提供するよう努めなければなりません。

4 市民は、いじめ予防とその啓発に努め、子どもに助言し、指導する場合は子ども一人一人の今現在をまるごと受容し、存在を認め、その背景にある気持ちを理解し、取るべき行動を指導するよう努めなければなりません。

5 市民は、子どもが自分たち自身の手で、いじめを防ぎ、又はいじめの起きにくい集団をつくっていけるように、成長段階に応じて、話し合う場面や協力し合う場面をより積極的に設定するよう努めなければなりません。

6 市民は、子どもたちが自主性を伸ばし、役割を通して責任感を持ち、互いに思いやる人間関係の中で日々自己存在感を高めるように働きかけなければなりません。そのために子どもたち自身が次に掲げる各号の内容を理解し、納得するよう機会を見つけて伝えていかなければなりません。

(1) どんな理由があっても、どれほど気持ちが不安定になっても、誰かをいじめてはいけないこと。いじめのすぐ隣には犯罪に含まれる行為が存在していること。

(2) 自分の心と友達の気持ちを向き合わせ、家族や友達と一緒に話し合い、力を合わせながら、楽しく充実した生活を送る権利を持っていること。自分らしく生きる権利を持っていること。だからこそ、楽しさや笑顔、一人一人の良さを奪ってしまういじめをしてはならない、させてはならないという気持ちを強く持つこと。

(3) いじめは、いじめを受けた人はもちろん、いじめに加わった人や周囲で見ている人みんなの心にいつまでも傷が残ること。

(4) もし万一、いじめを受けていると感じたときやいらだちや不満で気持ちが不安定になったときは、ためらわずに身近な大人や友達に相談し、決して自分ひとりで抱えこまないこと。命を守るために、勇気を持って行動することが大切であること。

(5) 周囲の大人や友達の力を借りながら、少しずつ自分たちの問題を自分たちで解決していく力の素がもともと誰にでも備わっており、すぐに解決できないことでも決してあきらめないこと、そして力を合わせること。

(6) 一人一人が代わりのない大切な存在であること。毎日が新しい自分と会えるかけがえのない時間であること。

(7) 自分たちが大人になったときに、いじめや虐待のない社会がより実現していくように、今の生活

で得た力を十分に発揮し、新たな力を育みつつ未来に続く自分の道を歩んでいくこと。その道のりを人と比べないこと。

(8) 将来、自分たちの子どもにも前各号のことを伝えていく役割を持っていること。

7 市民は、パソコンや携帯電話などを利用したインターネット等の匿名性の陰に隠れて行われる言葉によるいじめや暴力に対しては、積極的に機会をとらえて、子どもたちにマナーや犯罪性に関する指導を丁寧に行うよう努めなければなりません。

8 市民は、子どもの小さな表情の変化や呼びかけへの対応の違いに目を配り、人間関係や学校生活等で不安や葛藤を抱えていないかどうかに気づき、相談にのるよう努めなければなりません。

9 市は、子どもや市民から相談や連絡を受けた場合は迅速に状況の正確な把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携して早期の解決を目指して取り組みます。

(計画の策定)

第6条 市は、基本理念に従い、いじめや虐待を防ぎ、子どもの笑顔が広がるまちづくりのために、計画的、総合的な視点から、具体的な行動計画を策定します。

2 前項の行動計画は、家庭、学校及び地域において子どもと関わる際のそれぞれの役割、既存の取組との連携その他必要に応じた新しい施策を加えた内容とします。

(いじめや虐待の防止のための会議)

第7条 市は、ひろさき教育創生市民会議において、いじめや虐待の防止について検討し、取組に反映させるよう努めます。

2 市は、ひろさき教育創生市民会議において、いじめや虐待の防止に関する機関及び団体の連携を図ります。

(個人情報の保護)

第8条 いじめや虐待に関する通告、通報、相談、話合い、対応等に関する市民は、正当な理由がある場合を除き、知り得た個人情報を決して他に漏らしてはなりません。

(委任)

第9条 この条例の施行に関する必要な事項は、市規則及び教育委員会規則で定めます。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。

附 則（平成27年3月19日弘前市条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正します。

（次のように略）

《参考》

○児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号） 抜粋

（児童虐待の定義）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準する心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○児童福祉法（昭和22年法律第164号） 抜粋

最終改正：令和2年6月10日号外法律第41号

（児童の権利）

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

（国民等の責務）

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

（児童等）

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 1 乳児 満1歳に満たない者
- 2 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 3 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

※原文は縦書きですが、ここでは横書きで掲載していますので、文中で「左の」という表現は「下の」に読み替えてください。

《参考》

こども基本法（令和4年法律第77号）抜粋

（定義）

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の努力）

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

《参考》

○いじめ防止対策推進法に基づく取組

国は、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備するため、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」を施行しました。同年10月には具体的な取組等について基本方針を示し、平成29年3月には一部改定が行われました。

弘前市では、この法律が施行される前からいじめを未然防止するための取組を進めてきましたが、この法律が求めている取組や体制づくりと整合を図り進めていきます。

（1）いじめ防止基本方針

①弘前市いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法及び国及び県の基本方針の内容を踏まえながら、市民総ぐるみで、弘前市の子どもたちを守ろうという理念を示した「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」及び本行動計画、「いじめ防止対策推進法に基づく取組」をもって、弘前市いじめ防止基本方針とします。

②学校いじめ防止基本方針

各小・中学校は、「いじめ防止対策推進法」及び「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」やその行動計画、「いじめ防止対策推進法に基づく取組」を反映した学校いじめ防止基本方針を策定し、児童生徒及び保護者、地域に公開します。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ取組状況や達成状況を評価し、いじめ防止のための取組の改善を図ります。

なお、学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止に資する具体的な指導内容を示した「学校いじめ防止プログラム」、いじめの適切な対処等のあり方について定めた

「早期発見・事案対処のマニュアル」の他、教育委員会が示したいじめ防止等の対策のための組織等の内容を記載します。

（2）組織の役割

①「ひろさき教育創生市民会議」について

「ひろさき教育創生市民会議」において、いじめの未然防止について幅広く意見や助言をもらい、市の取組や市民運動の参考とします。

また、市民会議は、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめ問題対策連絡協議会」としての役割を担う場ともなります。

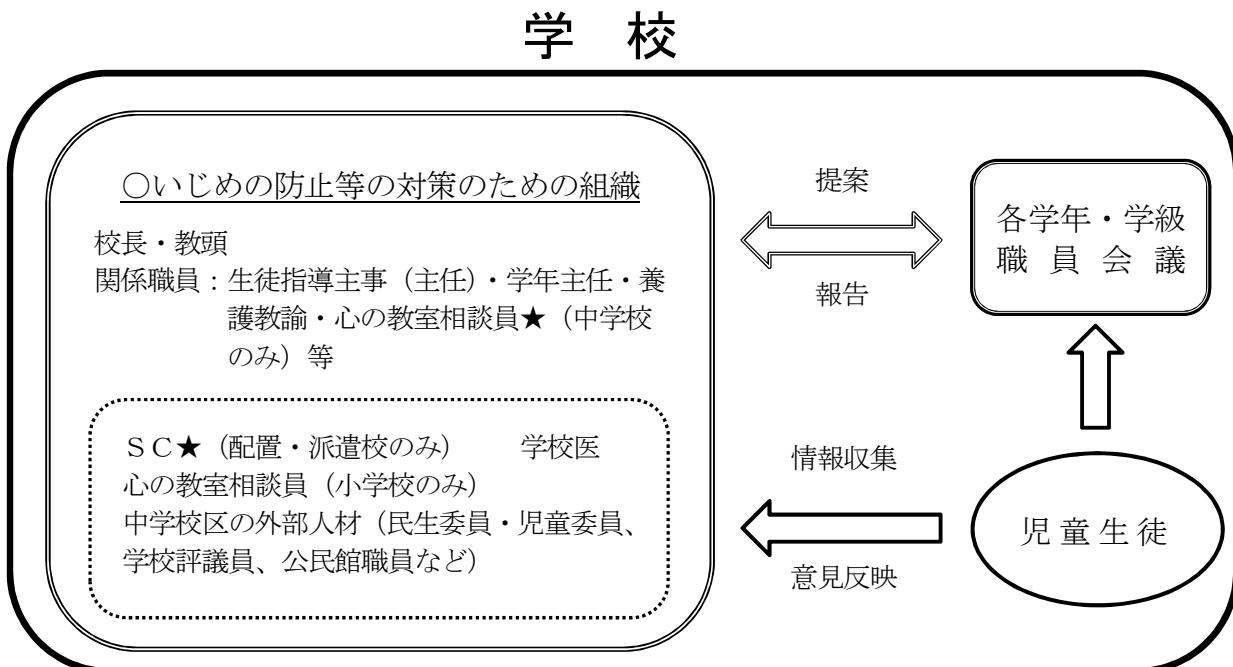
②「いじめ防止等対策審議会」について

いじめの未然防止だけではなく、実際に起こったいじめへの対応の在り方等について、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家から意見や助言をもらい、市や学校の取組に生かすことを目的とした組織を設置します。

この組織は、小・中学校でいじめの重大事態が起こった時に、調査を実施することがあります。

(3) いじめ対応の流れ

①平常時



※いじめの防止等の対策のための組織の役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や「学校いじめ防止プログラム」、「早期発見・事案対処のマニュアル」の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割。

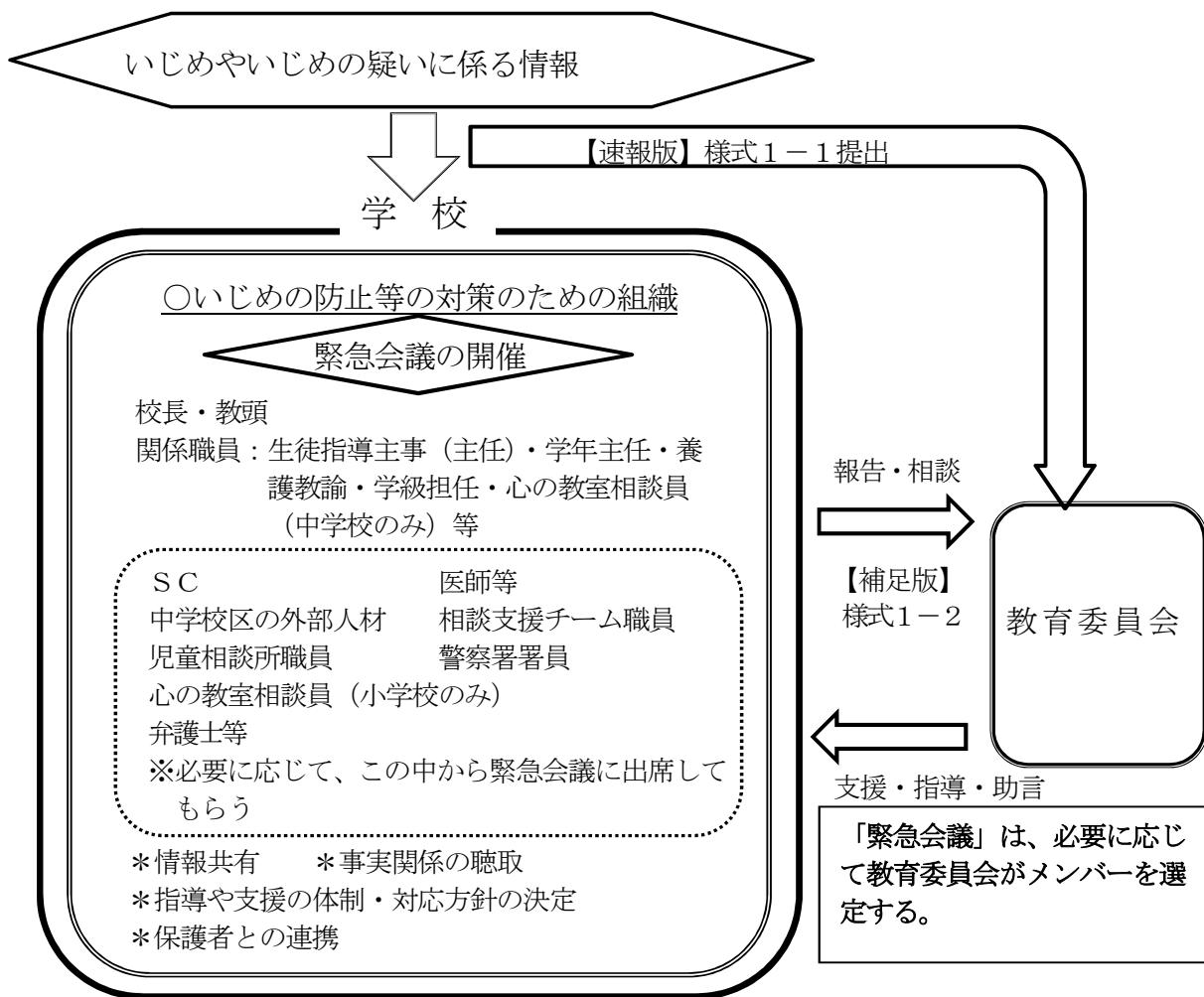
※いじめの防止等の対策のための組織の構成員（校内）

- 中学校では、原則、校内の関係職員として心の教室相談員を構成員に入れる（★）。

※外部専門家やその他の関係者の活用

- 学校いじめ防止基本方針を基にした取組のP D C Aサイクル全般に協力してもらう。
→年度初めと終わりの会議に出席してもらうことが想定される。
- 役職の異なる方を2人以上入れる。
- S C（スクールカウンセラー（配置・派遣校のみ））は、原則、構成員に入れる（★）。
- 小学校は、学区の中学校に配置されている心の教室相談員を外部専門家として活用することができる。
- 地域と連携した取組を進めるために、中学校区の外部人材を構成員に入れることが望ましい。

②いじめ（いじめの疑い）発生時



※いじめの防止等の対策のための組織の役割

- いじめやいじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- いじめやいじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保に留意する。

※外部人材の活用

いじめの事案により、必要に応じて、緊急会議に出席してもらう。

※いじめやいじめの疑いの情報があったときの報告

- いじめやいじめの疑いの情報があったときには、校長が責任をもって被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

また、教育委員会（学校指導課担当）に【速報版】として事案を把握した日、遅くとも翌日までに様式1-1で報告し、後日、詳細について様式1-2を提出する。なお、教育委員会には、毎月5日までに「いじめに係る指導状況報告書」（様式2）も提出する。

※いじめの解消について

毎月の「いじめに係る指導状況報告書」（様式2）で報告する。「解消」とは、少なくとも次の2つの要件を満たし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

- ア いじめに係る行為が3か月以上止んでいること。
- イ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

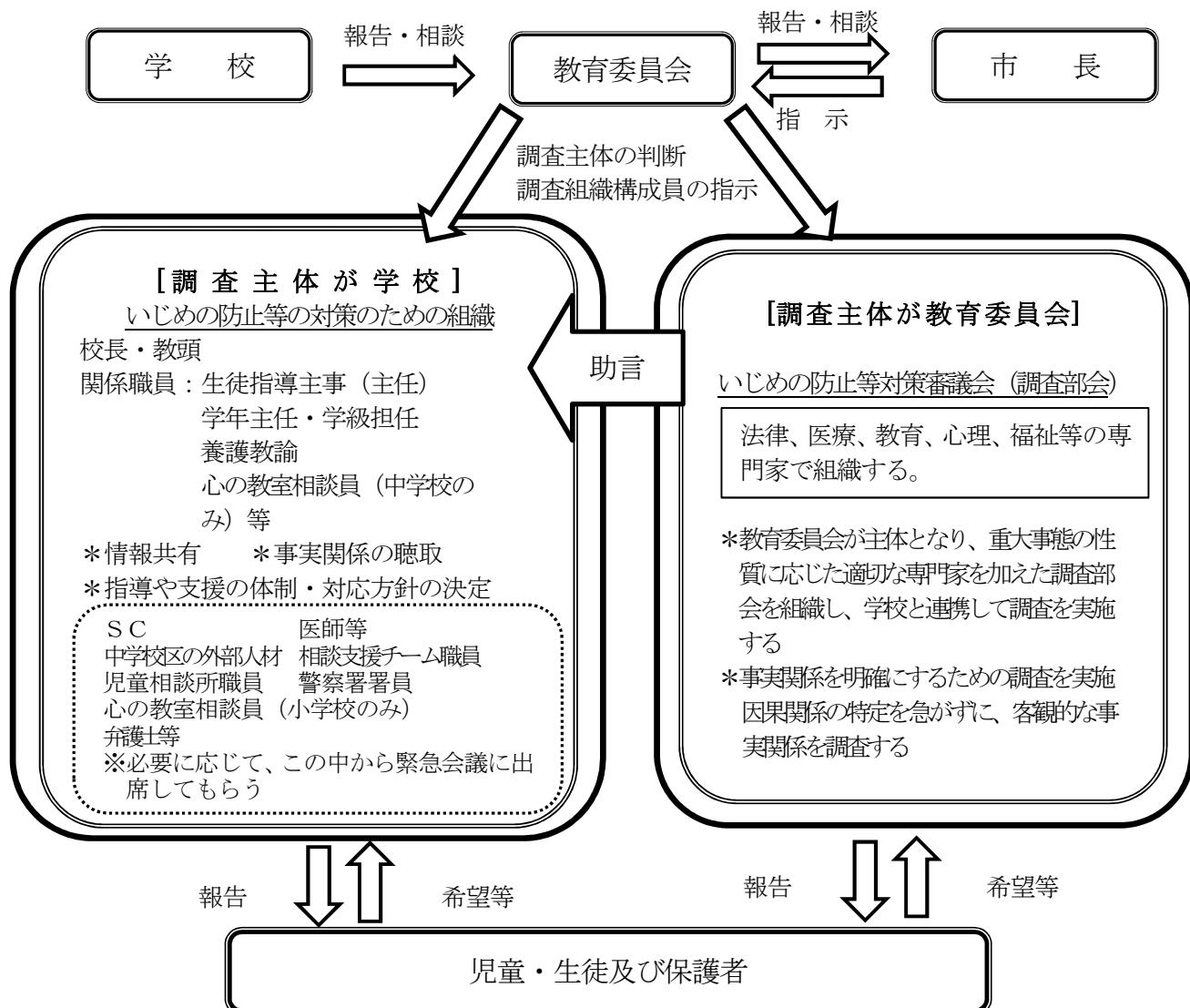
③いじめ重大事態発生時の対応 I

※重大事態発生時の報告について

○次に掲げる重大事態（疑いを含む）が発生した場合には、直ちに校長が教育委員会（学校指導課長）に報告し、調査主体や調査組織について指示を受ける。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

○重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月文部科学省）により適切に対応する。（下図参照）



※調査結果の提供と報告について

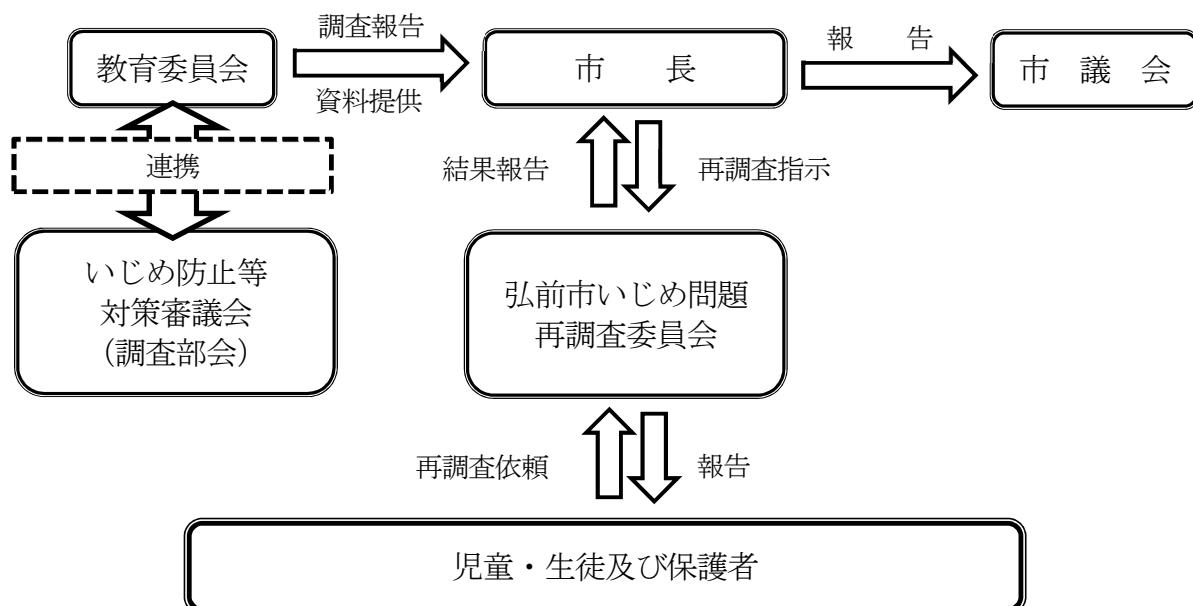
○学校または教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

○学校は、調査によって明らかになった事実関係について、教育委員会に報告する。また、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合、その児童生徒や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて、教育委員会に送付する。

○教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合、その児童生徒や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

④いじめ重大事態発生時の対応Ⅱ～再調査

- ・調査主体が学校であった場合
いじめ防止等対策審議会の調査部会で再調査を実施する。
 - ・調査主体が教育委員会であった場合
教育委員会または学校による下記ア～エなどの調査が不十分であると考えられる場合は再調査を検討する。
 - ア 新しい事実が判明した場合、または、新しい重要な事実が判明したものの、十分な調査が尽くされていない場合。
 - イ 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査項目について十分な調査が尽くされていない場合。
 - ウ 教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。
 - エ 調査委員等の人選の公平性、中立性に疑義がある場合。



例1) 自殺(未遂を含む)事案が起きた際

- ①調査主体 ⇒ 教育委員会→調査部会の開催
②市長に連絡 ⇒ 弘前市学校危機対応緊急支援チームを組織・開催
※指導主事派遣（学校常駐含む）
SC依頼

《参考》

○学校・家庭・地域での子ども見守りの手助けとして

いじめや虐待は、自分から言い出しにくい面があるため、発見されにくいものであることを念頭に、日常の言動から、ちょっとした変化を見逃さないようにすることが大切です。

以下に示した、相談窓口を参考にして、様子がおかしいと感じた子どもについては、特に注意して観察するとともに積極的に声掛けをするなど、子どもに関わりながら、早急に相談窓口へ相談することで、早期発見・初期対応につながります。

○いじめ・虐待相談窓口

市の窓口

※令和7年4月1日現在

市教育センターにつながります。 (弘前市末広四丁目 10-1 弘前市総合学習センター内)

窓口等	相談内容	電話	受付時間
市教育センター 相談支援チーム	学校生活に関すること や子どもとの関わり、 子どもの成長や発達に 関することについての 相談	26-4802 26-4803	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)
こども悩み相談電話	子どもからの相談専用 ダイヤル	26-2110 FAX 兼	月～金 8:30～17:00 (土日・祝日・夜間は留守 番電話やFAXで受付)

こども家庭センターにつながります。 (弘前市駅前町 9-20 ヒロ口内)

窓口等	相談内容	電話	受付時間
少年相談センター (ヒロ口3階)	非行、性、学校生活な ど青少年に関する相談	35-7000	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)
こども家庭課子育て相 談係 (ヒロ口3階)	子どもの虐待に関する 相談	40-3976	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)

弘前総合保健センターにつながります。 (野田二丁目 7-1 保健センター内)

窓口等	相談内容	電話	受付時間
健康増進課	こころや体の健康に関 する相談	37-3750	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)

関係機関の窓口

※令和7年4月1日現在

青森県教育庁学校教育課につながります。

(青森市新町二丁目3-1)

窓口等	相談内容	電話	受付時間
24時間子供SOS ダイヤル	いじめ、虐待、不登校 等に関する悩み相談	0120-0-8310 017-734-9188	24時間対応 (年中無休)
生徒指導相談	いじめ、不登校、学校 教育全般に関する相談	017-722-7434	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)
あたたかテレホン	不登校、子育て、家庭 教育に関する相談	017-777-5222	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)

青森県総合学校教育センターにつながります。 (青森市大矢沢字野田 80-2)

窓口等	相談内容	電話	受付時間
一般教育相談	子どもの成長過程で起 こるさまざまな教育上 の問題に関する相談	017-728-5575	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)

青森県総合社会教育センターにつながります。 (青森市荒川字藤戸 119-7)

窓口等	相談内容	電話	受付時間
すこやかほっとライン	子どもに関する悩みや 家庭教育全般に関する 相談	017-739-0101 「あおもり子育てネット」HP https://www.alis.pref.aomori.lg.jp/gakusyu/e-learning/kosodate-a/	月・水・木 13:00～15:00 (祝日・年末年始除く)



青森県中南児童相談所につながります。 (弘前市下白銀町14-2)

窓口等	相談内容	電話	受付時間
青森県中南児童相談所	養護相談・保健相談・ 障害相談・非行相談・ 育成相談	32-5458 36-7474	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
子ども虐待ホットライン	子どもの虐待に関する 相談	0120-73-6552	24 時間対応 (年中無休)

弘前警察署につながります。 (弘前市八幡町三丁目3-2)

窓口等	相談内容	電話	受付時間
弘前少年サポートセ ンター	心の悩みや困りごと、 非行や犯罪被害などに に関する相談	35-7676	8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始除 く)

青森県警察本部少年課につながります。 (青森市新町二丁目3-1)

窓口等	相談内容	電話等	受付時間
青森少年サポートセ ンター 新町センター 安方センター	心の悩みや困りごと、 非行や犯罪被害などに に関する相談	0120-58-7867 017-776-7676	8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
少年サポートメール	同上	youngmail- 587867 @extra.ocn.ne.jp	2～3日後にメールで回答 (土・日・祝日・年末年始除 く)

法務局または人権擁護委員につながります。 (青森市長島一丁目3-5)

(弘前市早稲田三丁目1-1)

窓口等	相談内容	電話	受付時間
子どもの人権110番	いじめや体罰、虐待と いった子どもをめぐる 人権問題に関する相談	0120-007-110 26-1150	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)



令和7年4月発行

弘前市教育委員会

〒036-1393 弘前市大字賀田一丁目1番地1 岩木庁舎内
TEL 0172-82-1644 (学校指導課)
FAX 0172-82-5899